

犬の登録および狂犬病予防注射 巡回実施のお知らせ

犬を飼われている
みなさんへ

狂犬病予防法により犬の所有者は、狂犬病の予防注射を毎年1回必ず受けさせることが義務づけられており、受けさせなかった場合は、20万円以下の罰金に処するとされています。

今年も下記の日程で、犬の登録事務と狂犬病予防注射の巡回を実施しますので、犬を飼っている方は、代金を持参の上、最寄の会場で予防注射を受けてください。犬の登録をしていない方は、登録料金も必要となります。

なお、ワクチンだけを渡すことはできませんので、必ず飼い犬を連れてきてください。

狂犬病予防注射は、今回の巡回実施のほか、動物病院でも受けることができます。



狂犬病予防注射代金 1頭につき **3,110円**

登録料 1頭につき **3,000円** (登録済みの場合は、必要ありません)

※昨年度から注射実施場所および巡回スケジュールを一部変更しています。以下の巡回スケジュールを確認し、お間違えの無いようにお願いします。

平成30年度巡回スケジュール

●5月20日(日)

Aコース		
①	9:30 ~ 9:40	黄金会館前
②	9:50 ~ 10:00	大麻会館前
③	10:30 ~ 10:45	光進会館前
④	10:55 ~ 11:05	泉川会館前
⑤	11:20 ~ 11:30	西春別風連会館前
⑥	11:45 ~ 12:05	上西春別小学校前
⑦	13:05 ~ 13:20	役場西春別支所前
⑧	13:35 ~ 13:45	大成地域センター前
⑨	14:00 ~ 14:10	福島会館前
⑩	14:20 ~ 14:40	上春別地域センター前
⑪	14:50 ~ 14:55	恩根内会館前
⑫	15:05 ~ 15:15	上西別会館前

Bコース		
①	9:30 ~ 9:45	別海緑町内会館前
②	9:50 ~ 10:20	別海川上町公園
③	10:25 ~ 10:55	別海町交流館ぐらと前広場
④	11:05 ~ 11:15	東矢白別会館前
⑤	11:25 ~ 11:35	北矢白別会館前
⑥	11:50 ~ 12:00	開南会館前
⑦	12:10 ~ 12:20	役場上風連連絡事務所前
⑧	13:30 ~ 13:45	上風連東部会館前
⑨	13:55 ~ 14:05	奥行会館前
⑩	14:30 ~ 14:40	走古丹地域防災センター前
⑪	14:55 ~ 15:10	本別海地域センター前
⑫	15:20 ~ 15:30	昭和会館前

●5月27日(日)

Aコース		
①	9:30 ~ 9:45	J A 中春別前
②	9:50 ~ 10:05	中春別福祉館前
③	10:15 ~ 10:25	菊水会館前
④	10:45 ~ 10:55	平成会館前
⑤	11:05 ~ 11:30	東公民館前
⑥	11:35 ~ 11:50	尾岱沼地域センターきらくる前
⑦	13:00 ~ 13:10	春別会館前
⑧	13:20 ~ 13:40	床丹福祉館前
⑨	13:55 ~ 14:05	美原会館前
⑩	14:15 ~ 14:25	旧美原小学校前
⑪	14:35 ~ 14:45	北西別会館前
⑫	14:55 ~ 15:15	別海町図書館駐車場
⑬	15:20 ~ 15:40	別海寿町労働会館前

Bコース		
①	9:30 ~ 9:45	別海川上町公園
②	9:50 ~ 10:20	別海町交流館ぐらと前広場
③	10:25 ~ 10:45	別海憩いの森駐車場(役場側)
④	11:00 ~ 11:30	豊原会館前
⑤	11:50 ~ 12:05	中西別福祉館前
⑥	13:20 ~ 13:30	福富会館前
⑦	13:40 ~ 13:50	広野会館前
⑧	13:55 ~ 14:05	栄進会館前
⑨	14:15 ~ 14:30	西春別町内会館前
⑩	14:35 ~ 14:50	西春別本久町内会館前
⑪	15:00 ~ 15:15	西公民館前
⑫	15:20 ~ 15:30	役場西春別支所前



※多少天候が悪くても実施しますので、時間厳守でお集まり願います。

※犬の健康状態によっては、予防注射をできない場合もあります。

問合せ／町民生活担当 (内線1212)

春の一斉清掃を実施します

実施日

5月13日(日)

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町をきれいにする春の一斉清掃を実施します。地域、町内会で計画を立て、みんなでごみを拾いましょう。

なお、地域、町内会によって実施日が違う場合があります。参加するときは、町内会に確認の上、参加してください。

一斉清掃に参加するときのお願い

- ごみの分別は、
 - ①可燃物（紙類、繊維類、食物類、皮革類）
 - ②不燃物（可燃物以外のもの、木くず類）に分けて収集してください。
- ごみの収集袋として肥料袋は使用しないでください。（透明または半透明の袋をお願いします）
- 廃タイヤ、廃家電等不法投棄されたものは、収集せずに町民課までご連絡ください。現地確認の上、所管課で対応します。
- 家庭および町内会から出たごみの持ち込みは、絶対にしないでください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに町民課、各支所、各連絡事務所または渡邊清掃株式会社までお申し込みください。申し込みについては、「し尿と家庭廃水のくみ取り予定表」を参考にしてください。予定表は、町民課、各支所、各連絡事務所で配布しています。

なお、6月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、野付半島、上春別、上風連、奥行となります。まだ申し込みをされていない方は、**5月20日**までにお申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

【くみ取り申込先】渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310 ※携帯電話からはつながりません。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



春のすずらん 無料法律相談の お知らせ



釧路弁護士会では、釧路弁護士会管内で弁護士が定住しておらず、法律事務所が開設されていない38町村において、5月に無料法律相談を企画しており、本町についても次のとおり開催します。

弁護士不在地区における無料相談は、住民の生活の安全を図るための有益な方策です。

また、弁護士の存在を身近に感じていただく良い機会です。どうぞお気軽にご相談ください。

- 相談日時 5月22日(火) 午後1時から午後5時まで
- 相談場所 役場福祉部相談室
- 相談料 無料
- 予約期間 5月1日(火)から18日(金) ※予約制

■予約・問合せ／町民生活担当（内線1213）



別海町第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画を策定しました

本町では、障がいのある方々が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービスに関する具体的な体制づくりや、サービスを確保するための方策等を示す実施計画として「別海町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定しましたので、お知らせします。

計画については、町ホームページのほか、次の場所で縦覧することができます。

■縦覧場所 役場福祉課窓口、各支所、各連絡事務所、図書館

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

心配事は 民生委員 児童委員へ

民生委員児童委員は、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の皆さんの立場で親身に相談にのり、必要に応じて、福祉、子育て支援サービスの紹介に加え、これらのサービスが受けられるよう関係機関との調整を行います。

委員は個人の秘密を守ることも法律で義務付けられていますので、お気軽にご相談ください。

なお、地区の民生委員児童委員がご不明な場合は、下記担当までご連絡ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
5月	10日(木)	8日(火)	15日(火)
6月	14日(木)	12日(火)	19日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です。

■申込み・問合せ／TEL79-5500（直通） 役場1階福祉部内

介護支援課から

別海町高齢者保健福祉計画及び 第7期介護保険事業計画を策定しました

本町では、高齢者の方々がいつまでも元気に暮らすための生活支援および介護予防の充実や、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の連携など地域包括ケアシステムの構築を目指して「別海町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定しましたので、お知らせします。

計画については、町ホームページのほか、次の場所で縦覧することができます。

■縦覧場所 役場介護支援課窓口、各支所、各連絡事務所、図書館

問合せ／介護保険担当（内線1315）





平成30年度から平成32年度までの 65歳以上の方の介護保険料について

介護保険料は3年ごとに見直されますが、本町でも有識者や被保険者から選考された「別海町介護保険事業計画等策定委員」の意見を伺いながら、どのようなサービスがどの程度必要なのか検討を重ねてきました。

その結果、介護予防を中心とした総合事業サービスの充実と平成32年度までに東地区へ地域密着型サービス（訪問、通所、泊まり等）の展開を図ることとしました。

今後も要介護認定者は増加し、介護サービス給付費の増加が見込まれますが、別海町第7期介護保険事業計画では介護給付費準備基金の取り崩しにより保険料の上昇を抑制し、介護保険料（保険料基準月額）を「4,900円」のまま据え置くこととしました。

併せて、介護給付の適正化など持続可能な介護保険事業への取り組みを引き続き推進していきます。

介護保険料年額（平成30年度から平成32年度まで）

段 階	対 象 者	基準額に 対する割合	年間保険料	月 額
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者の方 世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円以下の方	0.45	26,400円	2,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円を超え120万円以下の方	0.63	37,000円	3,087円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	0.75	44,100円	3,675円
第4段階	住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で年金収入と合計所得が80万円以下の方	0.90	52,900円	4,410円
第5段階 (基準額)	住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない方	1.00	58,800円 (基準年額)	4,900円 (基準月額)
第6段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が120万円未満の方	1.20	70,500円	5,880円
第7段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	76,400円	6,370円
第8段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	88,200円	7,350円
第9段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が300万円以上の方	1.70	99,900円	8,330円

※年間保険料は10円単位から切り捨てです。

<第7期介護保険料について>

第7期（平成30年度から平成32年度）の保険料設定については、

- ①保険料負担段階が第1段階の方については、国及び道、町の負担により基準額0.50%に対する割合を0.45%に、第2段階の方については、本町で特例を設け軽減を図り、基準額0.75%に対する割合の0.63%とし、第6期に引き続き、低所得者の方の負担の軽減を図ります。
- ②標準段階は第6期に引き続き、国で定める9段階とし、保険料額に変更はありませんが介護保険法改正に伴い、対象者の所得要件の一部を変更します。
保険料負担段階が第7段階の方については、「120万円以上190万円未満」を「120万円以上200円未満」に、第8段階の方については、「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満」に、第9段階の方については、「290万円以上」を「300万円以上」に変わります。
- ③介護給付費準備基金の一部を取り崩して、保険料の上昇を抑制しています。

問合せ／介護保険担当（内線1315・1316）